

愛知東邦大学 シラバス

開講年度(Year)	2024年度	開講期(Semester)	後期
授業科目名(Course name)	教育法規		
担当者(Instructors)	坂野 愛実	配当年次(Dividend year)	3
単位数(Credits)	2	必修・選択(Required / selection)	選択

■授業の目的と概要(Course purpose/outline)

本授業では、子どもたちの学習権の内実を保障していくために必要な教育の法と制度に関わる基本的知識の修得と日本の教育が抱える問題・課題を見つけ出し、また、理解し、その解決へ向けた方策を提示するための力の獲得を目的とします。そして、次の3点を授業の到達目標とします。(1) 教育法制によりいかに個々人の成長発達が保障され、また公教育の実態として指摘される問題・課題を理解できるようになること。(2) 教育法制をより深く考察するために必要な情報を収集する方法とその活用の仕方をも身につけること。(3) (1)(2)を踏まえ、自分の考えをまとめ、提示できるようになること。そして、本授業は、教育法制によっていかに個々人の成長発達が保障されるのか、また、保障するためにはどのように法制度を整備する必要があるのか、ということをも公教育の実態から指摘されている問題を通して理解するとともに具体的な事例を活用しながらグループワークやリアクションペーパーより自分の考えをさらに深めていけるような内容となっています。具体的に取り扱うテーマは下記の授業計画に示されている通りですが、各授業の流れおよびつながりとして、はじめに権利保障の根拠を日本国憲法と教育基本法で確認しながら、それが下位法においていかに具体化されているのか、またそれによる日本の教育実態が国際教育および各国の教育実態と比較してどのように位置づけられるのかをテーマごとにみていくものとなっています。

■授業形態・授業の方法(Class form)

授業形態(Class form)	講義
授業の方法(Class method)	基本的には、講義形式で行いますが、テーマを指定し、グループワークやディスカッションを実施します。また、各テーマが終了した際には、リアクションペーパー（課題／感想・意見・疑問点など）を書いて頂き、課題に関しては、リアクションペーパーを返却し、次の授業などで解説します。

■各回のテーマとその内容(Each theme and its contents)

回数(Num)	テーマ(Theme)	内容(Contents)	メディア区分(Media)
第1回	イントロダクション： 「教育を受ける権利」の社会権的側面と自由権的側面	本授業で取り扱う問題・課題をイメージしてもらえるように、具体的事例（子どもの意見表明権・ジェンダー・教員の労働条件・内心の自由など）に沿って確認し、それが法理念（「教育を受ける権利」の社会権的・自由権的保障）のどの部分に問題・課題を抱えるものであるのかを見ていきます。	□
第2回	子どもの権利（1）： 国際教育法から見る法理念と法現象としての実態	子どもの権利に関し、子どもの権利条約や自治体の子どもの権利に関する条例を中心に子どもたちに保障されている権利を確認した上で、日本が抱える問題・課題を国連子どもの権利委員会の総括所見を基に整理していきます。	□
第3回	子どもの権利（2）： 子どもが抱える困難にどのように向き合うか（事例検討）	前回授業の内容を踏まえ、ブラック校則を中心にその問題性と課題、そして、子どもの意見表明権を保障するための学校における対応方策（制度や教員の姿勢など）についてグループで話し合います。	□
第4回	教育の法と制度（1）： 教育法のしくみ	成文法・不文法の法形式から国内教育法および国際教育法の法体系を確認し、国民の学習権がどのように保障されているのか、その法的枠組みを見ていきます。	□
第5回	教育の法と制度（2）： 教育内容の豊かさを支える法的枠組みを求めて（事例検討）	前回の授業内容を踏まえ、教育内容の豊かさを支える法的枠組みにはどのような視点が必要であるのか、能力程度主義と能力発達保障主義を中心に、教科書検定と歴史教科書をめぐり、学力テスト裁判などの事例を検討します。	□
第6回	日本国憲法と教育基本法（1）： 教育制度の歴史的転換とその意義	戦前の教育勅語体制と戦後の憲法・教育基本法体制に関し、その違いを義務・権利の観点から整理し、さらに、戦後の教育制度が有する特質と歴史的意義を概観します。	□
第7回	日本国憲法と教育基本法（2）： 新教育基本法とどのように向き合うか	教育基本法の改訂に関し、まず、なし崩し的改正や解釈改正を踏まえた明文改正いたる経緯を確認します。そのなかでは、戦前の思想をいままなお学校現場に持ち込もうとする立場があること、その問題性をみなさんと考えていきます。そして、新教育基本法の特徴および問題点を確認します。	□
第8回	日本国憲法と教育基本法（3）： 内心の自由の保障のために必要な視点とは（事例検討）	日の丸・君が代強制事例から「なぜ、教師たちは、不起立・伴奏拒否したのか。」その理由を考え、内心の自由を保障するために必要な視点とはどのようなものかをみなさんと話し合います。	□

第9回	学校教育の制度（1）： 法律に定められている学校とそれ以外の教育施設	子どもたちの学習権を保障するため、日本における学校教育制度がどのように整備されているのか、その法構造を確認し、一条校中心の学校制度の意義と問題を確認します。問題に関しては、フリースクールなど社会における学びの場を充実させていくことの必要性や性教育への政治的介入から管理のなかに見られる権力的統制への対抗策をみなさんと考えます。	□
第10回	学校教育の制度（2）： 教育の機会均等と実態	「教育を受ける権利の剥奪」に関し、「経済的地位」（教育基本法第4条）に着目し、子どもの貧困・ブラックバイト・ヤングケアラー・奨学金をテーマに子どもたちが抱える困難に対し、法制度、そして、学校がどのように向き合っていけばよいのか、その視点を考えていきます。	□
第11回	学校教育の制度（3）： すべての子どもの学びを保障する学校のあり方とは（事例検討）	前回の内容を踏まえ、すべての子どもたちが安心できる学校を作るために必要な視点、さらに、ヤングケアラーに焦点を当て、必要なサポート制度についてグループワークに取り組んでもらいます。	□
第12回	教職員の制度（1）： 教員の地位と教育の自由	まず、教員の専門性やそれを発揮するのに必要な環境についてどのように考えられているのかを国際・国内的観点から見ていきます。そして、教師の教育の自由を保障するにあたり日本の教育制度が抱える問題・課題にどのようなものがあるのか、その法的枠組みを整理します。	□
第13回	教職員の制度（2）： 子どもの学ぶ環境の安全性を確保するために（事例検討）	学校安全と懲戒をテーマに、日本ではどのような規定があるのか、子どもたちの安心・安全を守る法的枠組みを確認した上で、実態として「体罰」の事例からどのような問題があり、それにいかに対応していくのかその方策をグループで話し合ってもらいます。	□
第14回	教育行政の制度： 関係機関との連携および住民参加による学びの豊かさの実現を目指して	戦後教育行政の基本原則（教育行政の3つの基本原則と地方教育行政の原則）を確認した上で、地方教育行政（教育委員会）の制度がどのように変質しているのか、さらに、国民の学習権保障のためには、関係機関との連携さらに住民参加の枠組みが必要であることを見ていきます。	□
第15回	まとめ・最終テスト： 教育法制が有する二面性を再び考える	これまでの授業のまとめとして教育法制が有する二面性（国民の学習権を保障する顔と教育の権力的な統制を進めようとする顔）を確認し、最終テストを行います。	□

■授業時間外学習（予習・復習）の内容(Preparation/review details)

予習に関しては、次回の授業で用いる文献資料の精読やそれに基づいて行うグループワーク・ディスカッションのテーマに関し感想や意見を整理してきてもらう（2時間程度）ことがあります。復習については、リアクションペーパーに授業内容に対する感想・意見・疑問点などを書いてもらうこと、さらに、各回授業で指定する最終テストに向けたポイント箇所を振り返り、また、指定された小課題および返却されたリアクションペーパーの小課題に関し、添削内容を確認した上で、再度取り組むことを行ってください（2時間程度）。

■課題とフィードバックの方法(Assignments/feedback)

各テーマの終わりに書いてもらうリアクションペーパーは、みなさんにお返しします。小課題が設定されている回には、課題の添削を行い、返却します。また、課題の解説も次の授業のはじめ約10分で行いますので、参考にしてください。そして、本課題は、第15回の授業で行う「振り返り」と合わせ、最終テストに向けた学習という位置づけでもありますので、テストの準備に活用して頂ければと思います。

■授業の到達目標と評価基準(Course goals)

区分(Division)	DP区分(DP division)	内容(DP contents)
知識・技能	◆ 2019子ども発達DP1	教員になるための免許と資格に必須の知識、人間の多様性や子どもの育成支援について十分に理解できる。
思考力・判断力・表現力	◇ 2019子ども発達DP2	現代の教育現場に存在する多様な問題や課題に正面から向き合うことのできる力強い思考力・判断力を持ち、豊かな表現力を習得できている。

■成績評価(Evaluation method)

筆記試験(Written exam)	実技試験(Practical exam)	レポート試験(Report exam)	授業内試験 (in-class exam)	その他(Other)
			70%	30%

授業内試験等(具体的内容)(Specific contents)

授業内試験70%、平常点30%。
授業内試験に関しては、記述式の問題として知識を問うものおよび与えられたテーマに対して自分の考えを書く問題を予定しています。持ち込み不可の試験です。ただし、各回授業において試験のポイントとなる部分や用語は指定していきます。平常点に関しては、学修態度と

して主にリアクションペーパーにおいて各時間の学習課題と内容を把握できているか、また、個別ワークシートなどから提示したテーマ対する自分の考えをわかりやすくまとめることができているか、を確認します。

■テキスト(Textbooks)

No. (No.)	テキスト名など(Text name)	ISBN(ISBN)
1	指定しません。 各授業では、授業の内容をまとめたプリント（レジュメ）およびそれに関連する資料をまとめたプリント（資料）を配布します。両プリントにおいて参考文献・資料をその都度、提示していきます。	
2		
3		
4		
5		

■参考図書(references books)

No. (No.)	テキスト名など(Text name)	ISBN(ISBN)
1	指定しません。 各授業では、授業の内容をまとめたプリント（レジュメ）およびそれに関連する資料をまとめたプリント（資料）を配布します。両プリントにおいて参考文献・資料をその都度、提示していきます。	
2		
3		
4		
5		